

議案第 1 4 号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 0 年 2 月 1 9 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和 3 0 年川崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「一に」を「いずれかに」に改め、第 7 号を第 8 号とし、第 1 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「施行令」という。）

第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物を設けるために占用するとき。

別表中「道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改め、同表施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料、施行令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設、施行令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場、施行令第 7 条第 8 号に掲げる器具及び施行令第 7 条第 1 0 号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所の項を次のように改める。

施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設 及び同条第 3 号に掲げる工事用材料		5 7 0	3 6 5
--	--	-------	-------

施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			380	240
施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	1月1平方メートルにつき	Aに0.005を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が3のもの		Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.009を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの	Aに0.005を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額	
施行令第7条第9号に掲げる器具				Aに0.018を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第11号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じ、これを12で除して得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じ、これを12で除して得た額	
		階数が3のもの	Aに0.008を乗じ、これを12で除して得た額	
		階数が4以上のもの	Aに0.009を乗じ、これを12で除して得た額	
	その他のもの	Aに0.018を乗じ、これを12で除して得た額		

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路法施行令の一部改正に伴い、応急仮設建築物に係る道路の占用料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。

